

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」 スクリーニング検査助成制度交付要綱

令和4年3月24日 制定
公益社団法人広島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）が行うSASスクリーニング検査の受診助成金交付事業について必要な事項を定める。

(資格・要件)

第2条 協会は会員事業者（以下「事業者」という。）が、第3条に定める指定検査・医療機関に自社の運転者のSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

(指定検査・医療機関)

第3条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき指定する。

(助成対象の検査)

第4条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- (1) 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- (2) 第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

(助成額)

第5条 検査の助成金額は、次に掲げる各号とする。

- (1) 第1次検査費用の半額（上限 500円/人）
- (2) 第2次検査費用の半額（上限2,000円/人）
- (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限2,500円/人※百円未満切捨て）

(申請受付等)

第6条 申請受付は、令和4年4月1日から令和4年12月末日までとする。

- 2 助成対象となる申請者数の上限は、同一事業者あたり100人までとする。

(助成適否の事前確認)

第7条 事業者は、助成適用の適否について、事前に協会（本部）の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第 8 条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式 1 - 1】（以下「事前申込書」という。）」を、所属する協会支部に提出するものとする。

- 2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則 1 ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第 9 条 事業者及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式 1 - 2】（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。

- 2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。
- 3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意しなければならない。

(助成金の支払請求)

第 10 条 事業者は、検査終了後「スクリーニング検査助成金実績報告書【様式 1 - 3】（以下「助成金実績報告書」という。）」と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付し、令和 5 年 2 月末日までに所属する協会支部に提出するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 前条の助成金実績報告書の提出を受けた協会は、事業者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

(事前申込書の取下げ)

第 12 条 スクリーニング検査事前申込書【様式 1 - 1】を提出し、検査を受診しなかった場合は、その該当会員事業者は、スクリーニング検査事前申込書取下届出書【様式 1 - 5】にて速やかに報告しなければならない。

(助成金の返還)

第 13 条 協会は、次の号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(検査の結果報告)

第 14 条 事業者は、第 10 条に規定する助成金の支払請求の後、1 ヶ月を目途に、SAS スクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答すること。

(附則)

- 1 本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。